

諮問番号：平成28年度諮問第26号
答申番号：平成28年度答申第27号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

(1) 主治医に相談したところ、主治医としても請求却下は不本意であるとのこと。

(2) 現実的な日常生活において、常に補助が必要で大変であること。

(3) 対象児童本人が、成長段階において、今後も補助が必要であること。

2 処分庁の主張の要旨

障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定するものとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から手当認定対象児童を診断し、障害の認定の適正性を確保するためである。

主治医が対象児童について作成した同診断書（以下「本件診断書」という。）からは、対象児童に対し、一定程度の補助が必要であることは認められるが、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3に定める障害の状態に該当するとは認められず、審査請求人の主張を採用することはできない。

第3 審理員意見書の要旨

1 対象児童の障害の状態について評価すれば、特別児童扶養手当障害程度認定基準（認定基準）に該当しないということができ、原処分は、こうした対象児童の障害の状態について、本件診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

しかしながら、審査請求人の主張する事情のうち、原処分について不本意との主治医の見解については、障害の程度の認定が、特別児童扶養手当認定診断書の記載内容に基づき、嘱託医師の審査判定も得て、認定基準と照らし合わせて総合的に判断されるものである以上、主治医の個人的見解を考慮する余地はなく、当該見解への考慮がなされないとしても、原処分を違法、不当ということとはできない。

また、審査請求人の主張する事情のうち、対象児童に対する補助（支援）が現時点、さらには今後においても必要であることについては、本件診断書の記載内容から一定程度の支援が必要なことは理解できるが、前記のとおり、障害の程度の認定は、特別児童扶養手当認定診断書の記載内容に基づいて行われるものであって、原処分は、本件診断書に記載された対象児童の状態から必要とされる支援の必要度も含めて、その障害の状態を総合的に判断して行われているから、審査請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人

の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年1月26日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年2月2日の審査会において、調査審議した。審査会は、同月3日、同法第81条第3項において準用する同法第74条に基づく調査を開始し、その結果などを踏まえ、同月13日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る肢体の機能の障害による障害の認定は、医学的・専門的見地から、その適正性を確保するため、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案することを前提に、その認定基準に照らして、関節可動域、筋力、巧緻性、速さ、耐久性を考慮しつつ、日常生活における動作の状態から身体機能を総合的に判断するものとされており、具体的には、同診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで本件診断書をみると、日常生活における動作の障害程度をみても、「一人では全くできない」及び「一人でできるが非常に不自由」とされる動作が限定的である一方、「一人でもうまくできる」とされる動作が少なくなく、また、対象児童の四肢に強直肢位は認められず、他動可動域にも制限がなく、筋力は両上肢の一部と両下肢の各運動において半減とされるほかは、正常又はやや減となっていた。

審査会は、こうした本件診断書に記載された事実関係を前提に障害非該当とした嘱託医師の判断過程を確認するため、調査権を行使したところ、屋内外での歩行が可能であること、つまむ、握るなどの基本動作に問題がなく、自ら食えることができるなど、基本的に日常生活に困る状態ではないことから、障害等級の2級に該当するものではないと判断した旨の回答を得ており、その判断に至る過程に特に不合理な点は認められない。

したがって、本件診断書を前提に、肢体の機能の障害に係る認定基準に照らし、総合的にみて、対象児童を障害非該当とした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められないし、審理員の審理手続をみても、必要に応じて質問権を行使するなど、適正なものとして認められ、これを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	八	代	眞	由美